老 発 0 3 1 1 第 5 号 平 成 3 1 年 3 月 1 1 日

都道府県知事 指定都市市長 各中核市市長 殿 市区町村長

厚生労働省老健局長(公印省略)

「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」の 一部改正について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施については、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成31年2月7日から適用することとされたので通知する。

旧 参考(改正後全文) 参考(改正後全文) 老発第0529001号 老発第0529001号 平成18年5月29日 平成18年5月29日 最 終 改 老発 0 3 1 1 第 5 号 老発0427第3号 平成31年3月11日 平成30年4月27日 都道府県知事 指定都市市長 指定都市市長 各 中核市市長 各 中核市市長 市区町村長 市区町村長 厚生労働省老健局長 厚生労働省老健局長 (公 印 省 略) (公 印 省 略) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について 標記の交付金の実施については、平成18年5月29日老発第0529001号本職通知 標記の交付金の実施については、平成18年5月29日老発第0529001号本職通知 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金 の実施について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」(以 の実施について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」(以 下「実施要綱」という。)により行われているところであるが、今般、実施要綱の一 下「実施要綱」という。)により行われているところであるが、今般、実施要綱の一 部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成31年2月7日から適用することとされた 部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成30年4月1日から適用することとされた ので通知する。 ので通知する。

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

第1目的

本要綱は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施 設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、地域介護・ 福祉空間整備等施設整備交付金の実施に関する基本的事項を定めるものである。

- 単位として作成する整備計画に対する先進的事業支援特例交付金)
 - 1 先進的市町村事業整備計画
 - (1) 先進的市町村事業整備計画の作成

市町村は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保 するため、毎年度、先進的事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「先進 的市町村事業整備計画」を作成することができる。

「先進的市町村事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 先進的市町村事業整備計画の名称
- イ 先進的市町村事業の目標
- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- エ 先進的市町村事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項
- $(2) \sim (3)$ 略
- 2 先進的事業支援特例交付金の交付(先進的市町村事業整備計画に係る分) 対象事業

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱

第1目的

本要綱は、地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域での生 活を継続することができるよう、地域貢献等を支援する先進的・モデル的な取組み を支援するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施に関する基本的 事項を定めるものである。

- 第2 市町村交付金(市町村(指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。)を | 第2 先進的事業支援特例交付金(市町村(指定都市、中核市及び特別区を含む。以 下同じ。) を単位として作成する整備計画に対する交付金)
 - 1 先進的事業整備計画
 - (1) 先進的事業整備計画の作成

市町村は、高齢者が出来る限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるように するため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるため、 毎年度、先進的事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする「先進的事業整 備計画」を作成することができる。

「先進的事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 先進的事業整備計画の名称
- イ 先進的事業の目標
- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- エ 先進的事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項

 $(2) \sim (3)$ 略

2 先進的事業支援特例交付金の交付(先進的事業整備計画に係る分) 対象事業

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- イ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利 用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事 業
- ウ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援 する事業

3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的<u>市町村</u>事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第64欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額に第5欄の国の補助率を乗じて得た額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第3 都道府県交付金(都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)を単位 として作成する整備計画に対する先進的事業支援特例交付金)

1 先進的都道府県事業整備計画

(1) 先進的都道府県事業整備計画の作成

都道府県は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を 確保するため、毎年度、先進的事業支援特例交付金の交付対象事業を基本とする 「先進的都道府県事業整備計画」を作成することができる。

「先進的都道府県事業整備計画」に記載すべき事項は次のとおりである。

- ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- イ 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修及び利 用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事 業

3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(新規)

- ア 先進的都道府県事業整備計画の名称
- イ 先進的都道府県事業の目標
- ウ イの目標を達成するために整備が必要な施設の名称及び設置の場所
- エ 先進的都道府県事業整備計画に基づく整備事業に要する費用の額
- オ 先進的事業支援特例交付金の額の算定のために必要な事項
- (2) 先進的都道府県事業整備計画作成に当たっての留意点

先進的都道府県事業整備計画の作成又は変更を行った場合には、遅滞なく公表 するとともに、地方厚生(支)局にその写しを送付するものとする。

(3) 先進的都道府県事業整備計画の提出期限及び提出先

都道府県は、先進的事業支援特例交付金を充てて先進的都道府県事業整備計画 に定める事業を実施しようとするときは、別紙様式第1号による計画書を作成し、 別に指示する期日までに当該都道府県を管轄する地方厚生(支)局長に提出する ものとする。

- <u>2</u> 先進的事業支援特例交付金の交付(先進的事業都道府県整備計画に係る分)対 <u>象事業</u>
 - ア 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
 - イ 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
 - ウ 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援 する事業

3 基準額

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その基準額の算定にあたっては、都道府県ごとに先進的都道府県事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第6欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控

除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交
付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。
ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとす
<u>る。</u>

別表 先進的事業整備計画に基づく事業

	1		_		- 1000-0	
1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 事業主体	10	カー 機切率 経道府県又は市町村 (事業主体)	事業者
<u>の高齢者</u> 施設 <u>等</u> のスプリンクラー設備等整備事業						
リンクラー設備 (広域型施設等)	_					
000㎡米濃の場合	9,260円の範囲内で厚生労 働大臣が認めた額		据道府県	<u>10/10</u>	=	=
000㎡米濃の場合であって、消火ボンブユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生 労働大臣が認めた額/ 1 ㎡と2,320千円の範囲内 で厚生労働大臣が認めた額 との合計額	対象施設ごと	据消府県	<u>10/10</u>	=	=
ri大連の場合であって、自動火災製加設備を整備する場合。	1,030千円の範囲内で厚生 労働大臣が認めた額	施設数	据道府県	10/10	=	п
子来遊の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円の範囲内で厚生労 働大臣が認めた額	MEDA WA	報道府県	10/10	=	п
2019年8日 東京人ホーム (アアハウス・A間・A間) 1科を入ホーム 1記念性力・連邦(国際国際カリカ、 原面の景地東大地)・2.00 - 2.00 大阪党 1.2.2 - 2.7 一階 (国際最新問題)						
222 State 1 Hook to 4 Section 1					1	
200㎡朱進の場合	9,260円の範囲内で原生労 機士臣が認めた額	<u>対象施設ごと</u> 1㎡あたり	击町柱	10/10	=	=
000㎡米濃の場合であって、沼火ボンブユニット等を設置する場合	9.260円の範囲内で厚生 労働大臣が認めた額/ 1 ㎡と2.320千円の範囲内 で厚生労働大臣が認めた額 との合計額	対象施設ごと	市町社	10/10	=	- 11
山火漆の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生 労働大臣が認めた額		市町村	10/10	=	- 4
山大津の場合であって、消防機関へ通報する大災領地路機を参領する場合	310千円の範囲内で原生分 機士臣が認めた額	施設数	市町柱	10/10	=	4
無点性報告表した。人 小規算を発展できた。 有限人間を発展できた。 有限人間を発展できた。 有限人間を発展できた。 本に変視った。 生に変視ったのはか、協会を作り高能音能管能のから、由可計器が特に必要と認めた 正記を含えた。 に変えるを表し、 に変なるを表し、 のはないというない。 に変なるとなった。 とはないというないというない。 とはないというないというないというないというないというないというないというないと						
短端市型施設等) 短端市型新設等) 現場の海型を入る体施設 現場の海型を入る体施設 現場の海球等に	14,700千円の範囲内で厚生 労働大臣が認めた額		击町社	10/10	=	=
があるのも地域がある。 地域保護を人ホーム 地域保護を人ホーム 地域保護を記せたで達事案所 の他地域旅客が最近日本の選事案所 1)地域高音像を記せたな選事案所 1)地域高音型サービス等整備的が配として、市町村氏が必要と認めた施設 1)地域高音型サービス等整備的成本裏の対象施設であって、市町村氏が必要と認めた施設	7,370千円の範囲内で厚生 労働大臣が認めた額	施設数	市町柱	10/10	=	а
: 者施設等の非常用自安革電設備整備事業	•				•	
成党を取信) (議選 主しホーム (表 ま し	9,000千円の範囲内で原生 労働大臣が認めた報	施設数	都道府県	1/2	=	1/2
予施設等の防犯対策及び安全対策強化事業	I .	1			-	
送び生活力。 の報義者と北一人民子信節分よりませる報義人所協力(利用定員に関わらかい)。 かけなりた人を担当人指指数 選手人に登録が 選手人に登録が 選手人に一人 送き人ホーム はぎんホーム はさんボーム はなんボーム はなんボーム 人権法サンター(信号・総裁号・2巻) 人を実践さしている。	原生分類大臣亦認めた額	施設数	ME SHE HE UIL	1/2	1/4	1/4
経産産が展開的。 他産業が関係業別の かけれたのは確定人が最大の かけれたのは確定人が最大の がはなった。 がはなった。 の場合で建立人は年度が の場合では、 のると のると のると のると のると のると のると のると	原生分離大切が扱かた報	施設板	sharet	1/2	1/4	1/4

別表 先進的事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4. 対象経費
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業	11		先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備 (施設の 整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生
スプリンクラー負債			(支) 周長が必要と認めた整備を含む。) に必要な工! 資又は工事請負責及び工事事務實(工事施工のたの直:
1,000ml未満の場合	9,260円の範囲内で厚生労 働大臣が認めた額		必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、i 信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その! は、工事費又は工事特負費の2.6%に相当する額を!
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプ ユニット等を設置する場合	9,260円の範囲内で厚生 労働大臣が認めた額/ 1 ㎡と2,320千円の範囲内 で厚生労働大臣が認めた額 との合計額	対象施設ごと	度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対 とする費用を除き、工事費又は工事請負責には、これ 同等と認められる姿託費、分担金及び適当と認められ 購入費等を含む。
200mi水溝の軽乗老人ホーム、小規模多機能型 型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅 介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援へ ウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円の範囲内で厚生 労働大臣が認めた額		
500㎡未満の軽費老人ホーム、小規模多様能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅 介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハ ウス等に消的機関へ通報する火災報知設備を 整備する場合	310千円の範囲内で厚生労 傷大臣が認めた額		
ア 軽費老人ホーム			
イ 有料老人ホーム			
ウ 小規模多機能型居宅介護事業所			
工 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
オ 生活支援ハウス等(※)			
※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を 申り高齢有施設等のうち、都選府 県知事又は市町村長が特に必要と 郵めた施設を含む。			
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支	夏事業		
・地域密着型特別養機老人ホーム・小規模ケアハウス・小規模介機老人保健施股・小規模介機医療院	14,700千円の範囲内で厚生 労働大臣が認めた額		
・小規模養機老人ホーム ・認知症局能者グループホーム ・認知症局能者グループホーム ・小規模多様能型固定介膜事業所 ・その他地域医療外機総合確保基金管理運営 要領の別配1 - 1介機拡散等の整備に関する 事業の2対象事業(1)地域密着型サービス 等整備助成事業の対象施設であって、都道府 規知事又は市町村長が必要と認めた競散	7,370千円の範囲内で厚生 労働大臣が認めた頼		

先進的事業整備計画書

計画名称]							
8道府県名			市町村名]							
. 先進的な	事業を行うため	の基盤整備に	関する目標										
①既存小規	1模高齢者 施設5	≨のスプリンク	ラー整備等	*整備事業									
		_	I										(単位:千円)
				建物の	協議対象となる部: 改築・改修年月	事業内容 (ビのような作物	H-6-26-06 ET-L	強靱化地		対象経費 の実支出	交付基準	交付(予定)額	
施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	竣工年月 日	改築・改修年月 (該当ある場合の: 載)	4記 事業内容か、具体	ような 域計 体的に明	面への記載	心事業費	(予定) 額	単価		備考
					100	(5)				a	ь	c (a と b の いずれか低い 獅)	
										-	-	80	
②認知症ク	'ループホーム等	萨防災改修等支	(接事業										(単位: 千円)
										対象経費			
施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	建物の 竣工年月	協議対象となる部 改築・改修年月 (該当ある場合の)	サンカル ドウ	性を改善国土	強靭化地 面への記 前	事業費	の実支出 (予定)	交付基準 単価	交付(予定)額	備考
が の に は に に に に に に に に に に に に に	MERKYZEINY	W E T E	開放4万日	日	(該当ある場合の) 載)	今記 事業内容か、具体 記)	本的に明	毅	o troco	额		c(aとbの	166 -19
										a	ь	c(aとbの いずれか低い 獅)	
3)曲脚在離	設等の非常用自	3. 金田以加5	F 100 -40- as:		1								(MR: FD)
					協議対象となる部	事業内容 (どのような危険				対象経費 の実支出	交付基準	交付(予定)額	
施設の種類	施設の名称	設置主体	開設年月日	<u>建物の</u> <u>竣工年月</u> 日	改築・改修年月(該当ある場合の)	(どのような危険 主るためのどの 事業内容か、具体	ような 域計	強靭化地 並 面への記 載	事業費	の実支出 (予定) 額の1/2	単価	211(172740	催老
					敏)	<u>12)</u>		_			<u>b</u>	<u>c(a, bの</u> いずれか低い	
										<u>a</u>	<u>u</u>	<u>\$10</u>	
①高齢者差	(設等の防犯対策	5及び安全対策	強化事業										
施設の	<u>56</u>	設の名称 及び 設置主体	開設年月	1 2	<u>定員数</u> (人)	事業内容		国土強靱化	经事業書	対象経 の実支 (予定)	当 交付基	<u>李付(予定)</u>	· <u>備老</u>
		<u>改置主体</u>			(80	ような危険性を改善す。 うな事業内容か、具体的	るためのどの iに明記)	地域計画へ の記載		額の1/	2	c(a, b0	
										<u>a</u> .	<u>b</u> .	c (a、bv いずれか低) <u>額)</u>	ā
										+	+		
										_	4		
担当課名		担当保名			担当者名		連絡先 (直通)				メール アドレス		

様式第1号

先進的事業整備計画書

图名称															
発達的な	事業を作	アうための	の基盤整備に	市町村名											
存施設の	スプリ	ンクラー	於信辱整備事	**										79	從:手円)
プリンクラ			その名称			- 雑助対象		_	準単価 別防機関へ		国土強軟化		対象経費の		
全設量十 確認	る施設の		及び	開設年月1	(人)	ot or or or	ラー設備 (1㎡あた り)	自動火災報 知款情等を 設置する場合	連報する自 動火災通報 投債を整備 する場合	情火ポンプ ユエッド等 を設置する 場合	地域計画への記載	算定基準に 上る算定額 f= (e×	100 100 144	21/15/20	信号
						+	*	ь с	d			b) rordre	1	E か扱い力	
					-	+									
			併設されてい ホーム等防が			、及び締防り	客の指導内	容等を信考	関に記載す	ること。					
						指購対象						対象程費の		(#	位:千円)
長の種類	施扱の	4.称	設量主体	類股年月日	建物の 様工年月 日	となる部 分の改 第・必律 報	(5)分水率 美力階深	事業される (どのようなも するためのと 事業内容か、 起)	旅往を収書 のような	国土強助化 地域計画へ の記載		原発費の 実支出 5 (予定)額 a	で付基準単価 タ	(自とものい (自とものい れか使い方)	me
		_													
課品			無事保集			担当者名			連絡			メール アドレス			